協同農業普及事業の実施に関する方針の概要

第１　基本的な考え方

○国においては食と地域の再生に向け、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等に寄与するよう普及事業を適切に運営。

○県においては「食料・農業・農村基本計画」や「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づく農政の推進方向や本県の農業・農村の情勢を踏まえ、今後５年間の普及事業の基本的方向を定める。

第２　普及指導活動の課題

○効率的かつ効果的な普及活動のため以下に掲げる事項を基本的課題とする。

１）食料供給力の強化や産地の収益力向上に向けた取組に対する支援

戸別所得補償制度を踏まえた麦や飼料用米等の需要に応じた生産拡大支援、所得向上のための売れる農産物づくりや生産・販売体制の一体的な取組の支援、加工等の６次産業化の支援にあわせ、温暖化対策、総合的病害虫・雑草管理、有機農業、栽培履歴管理、農業生産工程管理等の取組を支援。

２）魅力ある経営の確立を目指す農業の多様な担い手の確保・育成

新規就農者や青年農業者等意欲ある担い手の確保・育成。担い手の経営発展段階やニーズに応じた経営改善支援と法人の育成。女性の経営参画や起業活動を支援。

３）農村の振興に向けた取組に対する支援

鳥獣被害防止対策、特色ある農業生産、地産地消、高齢者の知識活用、都市と農村の交流等について、多様な関係者の連携による取組を支援。

第３　普及指導員の配置に関する事項

○農業者の高度で多様なニーズや地域農業が抱える課題に的確に対応し得るよう普及指導員を配置。スペシャリスト機能、コーディネート機能を発揮し地域農業の革新を総合的に支援。

○普及指導員の計画的な養成及び確保に努力。

第４　普及指導員の資質の向上に関する事項

○普及指導員に求められるスペシャリスト機能とコーディネート機能の発揮やマーケティング等に関するの支援のため、国との役割分担のもとで、研修体系に基づき集合研修やＯＪＴ等を実施。また調査研究等の推進に努力。

第５　普及指導活動の方法に関する事項

○活動や対象者を重点化するとともに、地域の関係機関との課題共有・役割分担・連携に努力。

○調査研究の成果を普及活動に活用するよう努力。

○県試験場や県農業大学校との一体的な取組、大学や民間企業等との産学官連携、先進的農業者やマーケティング等の民間専門家との連携を強化。

○補助事業等の行政施策の農業者等による活用を支援。

第６　その他協同農業普及事業の実施に関する事項

○全国的な課題に対する他都道府県との情報共有や技術協力、海外普及事業関係者との交流に努力。

○農林水産業の関係機関や、かがわ産業支援財団等農業以外の指導機関との連携。

○行政機関等が行う食育等、農業に関する教育への協力に努力。